

議案第 77 号

甲府市市税条例の一部を改正する条例制定について
甲府市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市市税条例の一部を改正する条例

甲府市市税条例（昭和 25 年 8 月条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 67 条の 2 第 1 項第 1 号中「（以下「身体障害者」という。）」を削り、同号ア中「身体障害者」を「身体障害者等」に改める。

第 67 条の 3 第 1 項中「交付された身体障害者又は」を「交付された身体障害者等又は」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 67 条の 2 及び第 67 条の 3 の規定は、令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提案理由

軽自動車税の種別割に関する減免の対象となる者の範囲を拡大するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。